

平成22年第2回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 11月22日(月曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午後 1時30分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議案第62号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について	6
○議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	6
○議案第64号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について	6
○議案第65号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について	6
○町長あいさつ	10
○閉会の宣告	10
閉 会 (午後 1時50分)	10

板倉町告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成22年第2回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年11月19日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 平成22年11月22日
2. 場 所 板倉町役場議場
3. 付議事件
 - 1) 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - 2) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - 3) 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
 - 4) 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野	一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	荻 野	美 友	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	塩 田	俊 一	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成22年第2回板倉町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成22年11月22日（月）午後1時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第62号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 4 議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第64号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
日程第 6 議案第65号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

○出席議員（14名）

1番	川野辺	達也	君	2番	延山	宗一	君
3番	小森谷	幸雄	君	4番	黒野	一郎	君
5番	石山	徳司	君	6番	市川	初江	さん
7番	青木	秀夫	君	8番	野中	嘉之	君
9番	石山	甚一郎	君	10番	秋山	豊子	さん
11番	荻野	美友	君	12番	青木	佳一	君
13番	川田	安司	君	14番	塩田	俊一	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原	実	君
教育長	鈴木	実	君
総務課長	小野田	吉一	君
企画財政課長	中里	重義	君
戸籍税務課長	長谷川	健一	君
環境水道課長	鈴木	渡	君
福祉課長	永井	政由	君
健康介護課長	北山	俊光	君
産業振興課長	田口	茂	君
都市建設課長	小野田	国雄	君
会計管理者	荒井	利和	君

教育委員会 事務局長	小 菅 正 美 君
農業委員会 事務局長	田 口 茂 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	荒 井 英 世
庶務課 係長	石 川 英 之
行政安全係長兼 議事事務局書記	根 岸 光 男

開 会 (午後 1時30分)

○開会の宣告

○議長(塩田俊一君) 本日はご苦労さまです。

ただいまから告示第75号をもって招集されました平成22年第2回板倉町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長(塩田俊一君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨、申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) こんにちは。本日は、平成22年第2回臨時会を招集をさせていただきましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さきにおつなぎをいたしました。本日の臨時会の議案につきましては、今年8月10日の人事院勧告に伴う職員給与の減額を初め議員報酬及び町長、教育長の給与に関する条例の改正でございまして、民間給与との格差是正のためのものがございます。基準日が12月1日となっておりますので、12月定例会では間に合わないということで、やむを得ず本日の臨時会開催となったものでございます。議案62号から65号まで4件を提案させていただきましたが、慎重審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさついたします。ご苦労さまでございます。

○諸般の報告

○議長(塩田俊一君) それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今臨時会に提出されました町長からの議案は4件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長(塩田俊一君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

11番 荻野美友君

12番 青木佳一君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塩田俊一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、11月18日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、荻野美友君。

[議会運営委員長（荻野美友君）登壇]

○議会運営委員長（荻野美友君） こんにちは。それでは、本臨時会の会期及び議事日程につきましてご報告申し上げます。

本件については、11月18日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日1日のみといたします。

議事日程ですが、本会議は議案第62号から議案第65号について提案者から議案説明の後、各議案ごとに審議決定をし、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

今臨時会の会期については、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、今臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日1日間と決定いたしました。

○議案第62号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第64号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について

議案第65号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第3、議案第62号から日程第6、議案第65号までの4件は、人事院給与勧告に伴う条例の一部改正であり、関連がありますので一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、早速提案の理由を説明をさせていただきます。

議案第62号から議案65号までの4件は、それぞれ関連がございますので、一括して提案理由を説明した上、ご審議をいただければと思っております。

議案第62号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正について、同じく議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、同じく議案第64号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について、同じく議案第65号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案第62号から第65号につきましては、本年8月10日、人事院から国会及び内閣に対して、国家公務員の

一般職の給与について官民給与の格差0.19%を埋めるため、おおむね40歳以上に限定した俸給月額を引き下げと55歳を超える職員の俸給及び俸給の特別調整額（管理職手当額）の一定率削減、期末・勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう、年間で0.2カ月分を引き下げる内容等の勧告がなされ、11月1日に閣議決定されたことに伴い、本町におきましてもこれに準じた改正を行おうとするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしく審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、説明とかえさせていただきます。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） それでは、議案第62号から議案第65号まで、説明をさせていただきます。

今回の条例の改正についてでございますけれども、今町長の提案理由にありますように、今年8月10日の人事院勧告に基づくものでございまして、10月の議員協議会で概要につきまして説明をさせていただきましたけれども、条例の改正について要点をご説明させていただければというふうに思います。

議案第62号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございますけれども、第1条では板倉町職員の給与に関する条例の一部改正で、官民格差、給与の格差0.19%を埋めるための改正でございます。

議案書の1ページの第5条第1項中というふうにありますところですが、こちらのほうでは平成17年の人事院勧告によりまして昇給抑制に関するものでございます。特定幹部職員、課、局長職の昇給号数を4号給から3号給へ引き下げるものでございます。

次に、その下の条文で第20条、第21条の改正では、期末・勤勉手当の支給割合を0.2月引き下げるというものでございます。年間の支給月数4.15月分から3.95月分へ引き下げるものでございます。

次に、2ページの3行目にございます附則第5項の改正でございますけれども、55歳を超える6級職員の給与1.5%の削減でございます。1号が給料月額、2号が地域手当、3号が期末手当、4号が勤勉手当となっております。

次に、4ページの附則第6項の追加でございます。月の途中で55歳を超える職員が6級となった場合の減額計算等の規則委任の規定でございます。

次に、附則第7項の追加でございますけれども、こちらは給与を1.5%減額される職員の1時間当たりの給与額を規定してございます。

附則第8項の追加では、給与の1.5%減額適用期間における勤勉手当総額の減額の規定でございます。

別表、給料表の改正でございますけれども、中高年層、おおむね40歳以上なのですけれども、給料月額の引き下げということで、平均で0.1%引き下げるものでございますけれども、5ページから8ページの給料表を12ページまでのものに改めるものでございます。

次に、12ページの第2条、板倉町職員の給与に関する条例の一部改正で、平成23年度以降の期末・勤勉手当を第1条と同様0.2月分引き下げるための改正でございます。

次に、第3条、板倉町職員の給与に関する条例の一部改正でございますけれども、平成18年の給与構造改革におけます給与水準引き下げに伴う給料月額抑制率0.24%を、さらに0.17%引き下げて0.41%とする改正でございます。

次に、13ページの附則第1条でございますけれども、この改正条例の12月1日を施行日と定めるものでござ

ございます。ただし、2条の規定は平成23年4月1日施行とするものでございます。

附則第2条、こちらは本年4月から11月まで支給された給与、6月に支給された期末・勤勉手当について、この条例改正により減額すべき差額が生じる部分、こちらを12月の期末手当から減額するというものでございます。

続きまして、14ページの附則第3条でございますけれども、こちらは55歳に達している職員に関する読みかえ規定でございます。

附則第4条、こちらのほうでは規則への委任規定でございます。

附則第5条、こちらでは職員の育児休業等に関する条例に関する職員の給与額の読みかえ規定でございます。

同じく15ページの附則第6条、こちらでは介護休暇取得者の職員の給与額の読みかえ規定でございます。

以上が議案第62号の説明とさせていただきます。

次に、議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。町職員の給与に関する条例の一部改正における期末・勤勉手当の引き下げと同様に、議会議員の期末手当の支給割合を引き下げる改正でございます。4.15月から3.95月へ引き下げるものでございます。

続きまして、議案第64号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正でございます。議案第63号同様、町長及び副町長の期末手当の支給割合を引き下げる改正でございます。こちらも4.15月から3.95月へ引き下げるものでございます。

続きまして、議案第65号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正でございます。こちらも議案第63、64号同様、教育長の期末手当の支給割合を引き下げる改正でございます。同様に4.15月から3.95月へ引き下げるものでございます。

以上をもちまして議案第62号から議案第65号までの説明とさせていただきますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより各議案別に審議を行います。

日程第3、議案第62号 板倉町職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第62号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

議案第63号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第64号 町長及び副町長の諸給与条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第64号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第65号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） お尋ねします。

国から出た引き下げ案はわかるのですけれども、総額板倉町はどのくらい減額になるのでしょうか……

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結していますので、発言を打ち切ってください。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

議案第65号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○町長あいさつ

○議長（塩田俊一君） 以上で議事のすべてを終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいま議案4議案ともに可決をいただきまして、大変ありがとうございます。上位法の改正に伴う法の改正ということで、ある意味では議論の余地のないところという面もありますし、またただいま石山議員さん等については質疑で、本来であればそういったところもお聞きをいただければ、当然答える義務も当方にあるかと思いますが、ルールにのっとってということで大変残念でございました。そういうことで、今日わずかな時間、本当に貴重な時間をお持ちの議員先生様方々に、本当にわずかな時間のためにこうしておいでをいただき、議決をいただいたということに心からお礼を申し上げ、やむを得ない理由上ということで、今日は臨時会を開かせていただいたということで、ご理解をいただければと思っております。大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上をもちまして平成22年第2回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 1時50分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成22年12月17日

板倉町議会議長 塩 田 俊 一

①署名議員 荻 野 美 友

②署名議員 青 木 佳 一